

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） Q & A

No.	区分	質問	回答
1	対象者	どのような場面で利用できますか。	保護者の方のリフレッシュ、学校行事、通院など幅広い理由で利用できます。また、ベビーシッターを利用した共同保育を必要とする方も利用できます。
2	対象者	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。基本的に、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
3	対象者	保育園や幼稚園などの保育施設を利用しているも、申請できますか。	はい。保育園や幼稚園を利用しているも申請できます。
4	対象者	育児休業中でも、この事業を利用できますか。	はい。利用できます。
5	対象者	板橋区外に住んでいますが、実家が板橋区にあります。里帰りする際、この事業を利用できますか。	いいえ。原則として板橋区に住民登録があることが要件なので、住民票が板橋区にない場合は利用できません。
6	対象者	子どもの住民票が板橋区にない場合、この事業を利用できますか。	いいえ。お子さんの住民票が板橋区にない場合は対象となりません。申請者（保護者）、お子さんともに板橋区に住民登録されていることが必要です。
7	対象者	対象となる子どもの年齢はいくつまでですか。	0歳から6歳に達する年度の末日まで（小学校就学前）です。障がい児のお子さんは、小学6年生まで対象となります。病児・病後児のお子さんをご利用の場合は、小学3年生まで対象となります。
8	対象者	サービス利用時は板橋区内に住んでいましたが、現在（補助金申請時）は区外に在住しています。この場合、補助金を申請できますか。	はい。板橋区在住時に利用した分が補助の対象となりますので、区外に転居していても補助金を申請できます。なお、補助金を申請する際の住所は、板橋区在住時の住所をご記入ください。
9	対象者	対象となる利用日、利用時間帯はいつですか。	毎日、24時間、日曜・祝日・年末年始も対象となります。
10	対象者	補助の対象となる期間は、いつからいつまでですか。	令和8年4月1日利用分から、令和9年3月31日利用分までが対象です。
11	対象者	障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもも利用できますか。	保育料（病児等保育含む）については補助の対象となります。ただし、事業者により対応範囲が異なりますので、各ベビーシッター事業所へお問合せください。
12	対象者	子どもが感染症などの病気の場合にも利用できますか。	
13	利用上限	年何時間まで利用できますか。	年度内（4月1日から3月31日の間）で、お子さん1人あたり144時間、障がい児、多胎児（ふたご、みつご等）、ひとり親家庭に該当する方はお子さん1人あたり288時間まで利用できます。 ※小学1～3年生の病児・病後児のご利用は、お子さん1人あたり144時間までです。
14	利用上限	利用が上限時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。	いいえ。同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。
15	対象期間	この事業はいつまで継続予定ですか。	令和9年3月31日までです。令和9年度以降の実施については、区ホームページ等でお知らせいたします。（東京都の補助制度を利用しているため、今後、都の制度が見直された場合、事業の変更等が生じる可能性があります。）

16	対象利用料	補助の対象とならない料金はどのようなものですか。	入会金、年会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用分などは対象となりません。
17	対象利用料	対象利用料は「純然たる保育サービスの提供対価」とありますが、対象児童の保育園等への送迎は補助対象となりますか。	送迎のみの利用であっても補助対象となります。
18	対象利用料	16時から22時までベビーシッターを利用したところ、事業者から18時から22時の利用料金を夜間料金で請求されました。この場合、夜間帯利用の補助額1時間あたり3,500円を上限に申請できますか。	いいえ、申請できません。 夜間帯利用となるのは、区が指定する22時から7時までの時間となります。このため今回の例の場合、日中利用の補助額1時間あたり2,500円を上限に申請できます。
19	対象利用料	クーポンやポイント利用、会社の福利厚生などでベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも、補助金を申請できますか。	はい、申請できます。 ただし、割引かれた費用はベビーシッター保育サービス利用料から差し引き、補助金の算定を行います。 現金で購入したポイント等については、購入したことを証明できる書類等を別途提出いただくことにより、補助対象と認める場合もありますので、必ず申請前にコールセンターへお問合せください。
20	対象利用料	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポンを利用した時間が差し引かれますか。	はい、差し引かれます。(クーポンやポイントをどの時間帯に充当したか明細上で確認することが困難なため)
21	対象利用料	日中の時間帯にベビーシッターを2時間分依頼しましたが、ベビーシッター事業者の利用明細書を見ると、利用時間数が2時間5分となっており、利用料金も追加で請求されました。この場合、補助上限金額はいくらになりますか。	補助金の計算式は下記のとおりです。補助金の計算は1日ごとに行い、1分単位で補助上限額を算出します。 【補助上限額(小数点以下切捨) = (日中利用時間数(分) × 2,500円 + 夜間利用時間数(分) × 3,500円) ÷ 60分】 ※日中利用(午前7時から午後10時までの利用分) 夜間利用(午後10時から翌朝7時までの利用分) ご質問の場合ですと、(日中利用125分 × 2,500円) ÷ 60分となり、補助上限額は5,208円となります。 利用された保育サービス提供対価と補助上限額を比較し、低い方の金額が補助額となります。
22	対象利用料	病児保育は補助対象となりますか。	はい、補助対象となります。ただし、病児保育を行っているかは事業者によって異なりますので、各ベビーシッター事業所にお問い合わせください。
23	対象利用料	自宅以外で保育をお願いした場合でも、補助の対象になりますか。	はい。預かり場所の制限は設けていませんので、契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助の対象となります。
24	対象利用料	会費の一部が利用料金に含まれる料金体系になっていますが、補助対象となりますか。	保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。 例えば、月会費制で、1回目の料金が会費の中に含まれる場合は、保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等と合わせて、該当月の月保育料の領収書・月会費の領収書・利用明細書の3点をご提出ください。 保育サービスを利用していない場合は、補助の対象とはなりません。
25	対象事業者	どの事業者を利用すればいいですか。	東京都福祉保健局のホームページ「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」に記載されている、認定事業者のみ利用できます。

26	対象事業者	区が事業者を紹介してくれるのでしょうか。	いいえ。区が特定の事業者を紹介することはありません。認定事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。
27	対象事業者	対象となるベビーシッターは、どんな資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件（研修受講・保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
28	保育基準	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であることとあるが、きょうだい（いずれも補助対象年齢）で利用したい場合はどうすればよいですか。	きょうだいの保育の場合、ベビーシッターを児童の人数分依頼し、児童ごとに補助金の申請を行ってください。 ※共同保育によるきょうだい利用の場合は、ベビーシッターが1人でもかまいませんが、その場合は保護者が常に保育に関わっている必要があります。 ※小学生以上の兄弟姉妹を保育する場合であって、かつ、保護者の方が同意しているときは、ベビーシッター1人であっても、兄弟姉妹の保育が可能です（未就学児と小学生の障がい児を一緒に預かる場合、小学生の障がい児を複数預かる場合も同様です）。ただし未就学児の兄弟姉妹が複数いる場合は、未就学児の人数と同数のベビーシッターを依頼してください。ただし、事業者によっては規定等により1対1でのお預かりを必須としている場合もあります。
29	申請手続	本事業の補助を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要ですか。	いいえ、事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認のうえ、ベビーシッター利用後に申請に必要な書類をご提出ください。
30	申請手続	ベビーシッター事業者から発行された領収書は父親名義、補助金交付申請書の申請者は母親名義となるのは問題ないでしょうか。	ベビーシッターの利用者と、補助金申請者は同一人物である必要があります。そのためこの場合は、父親名義で補助金交付申請書を提出してください。
31	申請手続	まとめでの申請はできますか。	同一年度内の利用であれば、まとめて申請できますが、利用内訳表は月ごとに作成をお願いいたします。
32	申請手続	本事業の申請にあたって必要な書類は何ですか。	下記5つの書類です。※障がい児またはひとり親家庭に該当するお子さんの場合は、No.33、34もご確認ください。 【保護者の作成する書類】 ①補助金交付申請書兼請求書 ②利用内訳表 【事業者の発行する書類】 ③領収書（原本） ④ベビーシッター利用明細書※領収書原本で必要な内容（領収金額、利用児童名、利用日時、利用料の内訳、利用したベビーシッター名等）が確認できる場合は省略可能です。 ⑤ベビーシッター要件証明書

33	申請手続	【障がい児に該当する方】本事業の申請にあたって、No.32に記載の書類の他に必要な書類は何ですか。	<p>障がい児のお子様の場合、以下のいずれかの情報にて要件を確認させていただきます。</p> <p>①障害者手帳（身体・知的・精神保健福祉手帳）の所有状況 ②児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援受給者証の発行状況</p> <p>なお、<u>上記情報は基本的には公簿等（区の保有する情報）にて確認できますので、証明書類の添付は省略できます。区の保有する情報にて確認できなかった場合は、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。</u> ※上記②の発行対象となるものの、ご事情により発行を受けていない方については、お手数ですが個別にご相談ください。</p>
34	申請手続	【ひとり親家庭に該当する方】本事業の申請にあたって、No.32に記載の書類の他に必要な書類は何ですか。	<p>その年度におけるベビーシッター利用料の申請時間数が144時間を超える場合は、No.32に記載の書類に加えて、申請ごとに以下のいずれかの書類が必要です。</p> <p>①児童育成手当または児童扶養手当の受給が確認できる書類、ひとり親家庭等医療証の写しなど ②最新（原則として発行から3か月以内）の戸籍謄本の写し</p> <p>なお、<u>児童育成手当を受給されている方は、手当受給情報を子育て支援課へ照会させていただきますので、添付を省略できます。区の保有する情報にて確認できなかった場合は、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。</u></p>
35	申請手続	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	いいえ。要件証明書は、利用時に交付を受けてください。発行日が、利用日当日以前の日付であることを必ず確認してください。
36	申請手続	前回の申請時と同様にベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	はい。要件証明書は、申請ごとに提出してください。
37	申請手続	申請書を郵送した後に、切手代が不足していたことに気づきました。どうすればいいですか。	切手の貼り忘れ・不足分は、受理せずに返送しますので再度ご提出ください。ご不明な点がございましたらコールセンターへお問合せください。
38	申請手続	利用料金をクレジットカードで支払っているため、領収書が令和8年度の最終締切日である令和9年4月15日（必着）に間に合わない場合、どうしたらいいですか。	申請書・利用内訳表・用意可能な添付書類を、最終締切日に間に合うように先に郵送してください。申請の際、申請書の余白等に「不足書類の提出予定日」を記載してください。不足書類が用意出来次第、速やかに郵送してください。
39	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	いいえ。令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
40	その他	申請した補助金は、いつごろ振り込まれますか。	それぞれの受付締切日から概ね1か月半後となります。年末年始、大型連休および年度末はさらにお時間をいただく可能性があります。